⑽　警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等、一層の連携強化に努めるものとする。

6　必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、都道府県においては、地方税法（昭和25年法律第226号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

第九　その他

以下について、必要な事項を記載するよう努める。

1　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

都道府県における鳥獣の生息や関連する社会経済の状況等の変化を踏まえ、鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題を整理するよう努めるものとする。

2　地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が都道府県内の他地域と比して著しく異なる特定の地域については、その地域の保護及び管理の方向性を別途示すことができるものとする。この場合には、鳥獣保護管理事業計画にその地域の名称、区域及び概要を示した上で、他地域とは別に方向性を示す必要がある事項について、当該地域における方向性を記載することとする。

3　狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施するよう努めるものとする。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努めるものとする。

4　傷病鳥獣救護の基本的な対応

⑴　基本的な考え方

傷病鳥獣救護は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

①　鳥獣保護センター等を中心として、市町村、獣医師（獣医師団体を含む。）、動物園、自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努める。

②　救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ収容すべき鳥獣種の選定等を検討する。これらの選定の際には、地域の合意形成及び住民への普及に努める。

③　終生飼養、リハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制の中での位置付けを明確にするとともに、研修等を通じて育成を図る等、民間による積極的な取組を推進する。

④　傷病鳥獣の発生原因を究明し、必要に応じて予防措置を講じる。

⑤　都道府県レベルで絶滅のおそれのある鳥獣についての救護体制を整備し、主導的に救護を実施する。

⑥　油汚染事件等一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体やボランティアの活動拠点の確保及び関係者間の連絡網の整備を図るとともに、海鳥や海棲哺乳類の生息状況について把握する等、救護体制の整備を図る。関係団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行う。

⑦　雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、都道府県民に対し周知徹底する。

⑧　救護個体の化学物質や重金属による汚染の状況、感染症の有無等に関する情報を可能な範囲で収集する体制を整備し、得られた情報を分析評価の上必要に応じて対策を講じる。

⑵　救護個体の取扱い

救護個体の取扱いは以下のような考え方を基本として対応するものとする。

①　収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。

②　希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行う。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。

③　特定外来生物に該当する鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続を経た上で終生飼養が可能な場合は、この限りではない。

④　野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、地域の状況に応じて、収容、治療、リハビリテーション、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等の取扱いに関するガイドラインを作成し、これを踏まえ適切に対処する。

⑤　その他⑴②で選定した鳥獣の種類等の傷病鳥獣については、救護活動に対するネットワーク体制を活用して、収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰を行う。

⑶　感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第２条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

⑷　野生復帰

野生復帰は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

①　対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。

②　発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的なかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。

③　感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

5　安易な餌付けの防止

Ⅰ第八に示すような鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努めるとともに、普及啓発を積極的に推進するものとする。その際には、以下の点について留意するものとする。

⑴　安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。

⑵　観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を行うものとする。

⑶　生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。